

益田市農業委員会第9回総会議事録

1. 開催日時 令和3年(2021)3月26日(金) 13:30~15:50
開催場所 市役所 3階 大会議室

2. 出席 農業委員(13名)
1番 又賀 保 2番 大畑 美里 3番 須藤 寿人 4番 吉村 太
5番 大庭 清 6番 御神本康一 8番 佐原 晃子 9番 北條 義洋
10番 篠原 栄次 11番 谷本 大輔 13番 柳田 継男 15番 宮川 有衣
16番 西川 友史

3. 欠席 農業委員(3名)
7番 田中 綾 12番 豊田 志摩 14番 豊田 浩

4. 出席 農地利用最適化推進委員(22名)
増野 六彦 田ノ上武夫 澁谷 記幸 澤江 浩一
山根 健治 寺戸 康人 三浦 尚人 田原 勝美
野村 浩三 寺戸豊太郎 永見 浩二 河野 正憲
領家 耕一 和崎 恒義 椋木 昭雄 潮 好介
豊田 繁雄 中島秀一郎 宮内 英之 椋木 孝光
岡崎 定佳 河野 光好

5. 欠席 農地利用最適化推進委員(2名)
渡邊 豊孝 三浦 和顕

6. 提出議案
議第 45号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第 46号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
議第 47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第 48号 農地でないことの確認について
議第 49号 農用地利用集積計画の決定について
議第 50号 農地法第3条に規定する下限面積の設定について
報第 45号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第 46号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
報第 47号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
報第 48号 農地の埋立届出について
報第 49号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について
報第 50号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

7. 議事に参加した職員

伊藤局長、和田局長補佐、高橋係長、村上主事、高橋主事

三家本美都総合支所地域振興課長補佐、田中匹見総合支所地域振興課参事

8. 議事の概要

<p>会長</p>	<p>それでは、定刻になりましたので、只今から第 9 回益田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(会長あいさつ)</p> <p>本日の議事録署名者につきましては、2 番の大畑美里委員、3 番の須藤寿人委員、よろしく願いいたします。また、本日の欠席委員は 7 番の田中綾委員、12 番の豊田志摩委員、14 番の豊田浩委員、渡邊豊孝推進委員、三浦和顕推進委員です。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。「議第 45 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号 1 番</p> <p>本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、かもしま東町の畑 3 筆 合計 1,240 m²です。譲り渡し事由は、高齢により耕作できなくなったため、譲り受け事由は、申請地を譲り受けて耕作するためでございます。</p> <p>譲受人の非耕作地につきましては、非農地の手続きを指導いたします。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>又賀保委員</p>	<p>1 番の又賀です。現地確認は 3 月 15 日に大畑委員と 2 名で行ないました。譲渡人は高齢であり、譲受人に売り渡すということです。譲受人も高齢ではありますが、本人に確認したところ、耕作に意欲的でした。〇〇在住であり、農機具等どうされるか確認したところ、近くに〇〇があり、そこに置いてあるとのことでした。場所の確認にも行きましたが、近い場所にありました。耕作の意志はあるようです。ご審議の方よろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>本日は 1 件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p>
<p>北條義洋委員</p>	<p>9 番の北條です。譲渡人も譲受人もかなり高齢であることと、本当に〇〇から通い、耕作をされるんでしょうか。</p>

事務局長	<p>かもしま地区において、農地法第3条の申請はあまり事例が無いため、3月22日に農地委員会を開催しました。そのことについて農地委員長より説明をお願いします。</p>
農地委員長	<p>(農地委員長より説明)</p>
北條義洋委員	<p>分かりました。</p>
会長	<p>ただいま事務局、担当地区農業委員より説明、農地委員会において協議されたことについて農地委員長より報告がありましたが、他に何かご意見やご質問等ございませんか。</p>
佐原晃子委員	<p>今回の様に、譲受人が自分の住んでいる地区ではない所の農地を取得する場合、担当地区農業委員は譲受人についての情報をあまり知らない場合がありますが、そういった場合は農地委員会等で協議されたことを信頼した上で審議するという事でよろしいでしょうか。</p>
会長	<p>今回の場合、事前に担当地区農業委員を含め農地委員会を開催しており、譲受人への聞き取り調査を含め、あらゆる情報を共有し、協議を行なっています。その結果を含めて、担当地区農業委員、農地委員長からの報告が行われています。</p>
佐原晃子委員	<p>分かりました。</p>
会長	<p>他にありませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第45号 農地法第3条の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第46号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号1番</p> <p>本件は、事業計画の変更に係る承認申請です。</p> <p>土地の所在は、須子町の畑2筆 971㎡です。</p> <p>都市計画区域内で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。</p>

	<p>変更前の利用期間は令和3年12月31日で、工事期間を延長したため、このたび事業計画の変更申請を提出されたものでございます。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
須藤寿人委員	<p>3番高津地区の須藤です。3月16日に澁谷推進委員と現地確認を行ないました。場所は〇〇の少し手前の〇〇を挟んだ向かい側になります。以前に〇〇の案件がありましたが、その工事期間を延長されるということで申請ができました。問題ないと思います。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
澁谷記幸推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>本日は1件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p>
	<p>それでは無いようですので採決いたします。「議第46号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号1番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、かもしま西町の畑1筆 202㎡です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。</p> <p>排水は、公共下水道に接続します。</p> <p>資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
大畑美里委員	<p>2番の大畑です。現地確認は3月15日に又賀委員と2名で行ないました。</p>

	<p>申請地はかもしま西町の〇〇の近くです。申請は個人住宅を新築するため排水は公共下水道に流します。隣接農地の承諾書も添付されており、適当であると判断しました。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
田ノ上武夫推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>2番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号2番 本件は、賃借権の設定に係る許可申請です。 土地の所在は、須子町の畑6筆 680㎡です。 都市計画区域内で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。 転用目的は、資材置場で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は、地下浸透です。 現状のまま使用するため資金証明の添付はありません。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
須藤寿人委員	<p>3番高津地区の須藤です。現地確認は3月16日に澁谷推進委員と2名で行ないました。場所は〇〇の〇〇を挟んだ向かい側です。先ほどの事業計画変更申請の関係で、〇〇の資材置場にするそうです。問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
澁谷記幸推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>3番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号3番 本件は、賃借権の設定に係る許可申請です。 土地の所在は、大谷町の田1筆 223㎡です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。 転用目的は、駐車場で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定で</p>

	<p>ある周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透及び道路側溝により処理します。</p> <p>資金証明については、通帳の写しが添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
御神本康一委員	<p>6番の御神本です。3月16日に野村推進委員と現地確認を行ないました。〇〇と土地を譲受人が借り受け、事務所と駐車場として利用されるそうです。問題はないと判断しました。よろしくご審議の方をお願いします。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
野村浩三推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>4番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号4番</p> <p>本件は、賃借権の設定に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、薄原町の畑1筆 267㎡です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、休憩所及び資材置場で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透です。</p> <p>資金証明については、通帳の写しが添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
篠原栄次委員	<p>10番の篠原です。現地確認は3月15日に潮推進委員と2人で行ないました。場所は〇〇沿いに350mほど行った所の〇〇の隣接地になります。以前に譲受人が申請地の隣に〇〇されましたが、その隣を休憩所、材料等を置く場所として借り受けられて使用するそうです。耕作への影響はなく、問題はないと思います。よろしくご審議お願いします。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
潮好介推進委	<p>ありません。</p>

員 会長	5 番をお願いします。
事務局	<p>整理番号 5 番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、美都町丸茂の畑 1 筆 370 m²です。</p> <p>おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第 1 種農地 と判断致します。</p> <p>転用目的は、墓地で、農地法施行規則第 33 条第 4 号の規定である、住宅その他の申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置する場合に許可できる例外規定に該当します。</p> <p>雨水は、地下浸透です。</p> <p>資金証明については、通帳の写しが添付されています。</p> <p>なお、第 1 種農地であるため、島根県機構に意見を聴取する案件となります。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
佐原晃子委員	8 番の佐原です。3 月 18 日に河野推進委員と現地確認を行ないました。申請地は〇〇から〇〇へ 400m ほど入った所になります。現地は保全管理といった状態です。土地改良区の意見書も添付されており、問題ないと思います。よろしくをお願いします。
会長	地元推進委員何かありますか。
河野正憲推進委員	ありません。
会長	<p>本日は 5 件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 47 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第 48 号 農地でないことの確認について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p>
事務局	整理番号 1 番

	<p>申請地は、美都町久原の7筆 合計6,354㎡です。昭和43年より耕作しておらず山林化しており、非農地証明願が提出されたものです。</p> <p>ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
佐原晃子委員	<p>8番の佐原です。現地確認は3月22日に田中委員、永見推進委員と3人で行ないました。申請地は〇〇と〇〇沿いの道から〇〇へ行く道の途中にあります。現地の状況は写真通り、草木が生い茂っており、山林化していました。非農地で問題ないと思います。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
永見浩二推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>2番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号2番</p>
	<p>申請地は、美都町久原の1筆 991㎡です。昭和48年より耕作しておらず山林化しており、非農地証明願が提出されたものです。</p> <p>ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
佐原晃子委員	<p>8番の佐原です。現地確認は3月22日に田中委員、永見推進委員と3人で行ないました。申請地は先ほどの非農地の場所の隣になります。こちらも草木が生い茂っており、山林化していました。非農地で問題ないと思います。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
永見浩二推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>本日は2件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問などございませんか。</p>
	<p>それでは無いようですので採決いたします。「議第48号 農地でないことの確認について」は原案通り許可としてもよろしいでしょうか。</p>
	<p>(はい、の声)</p>
	<p>それでは許可といたします。次に「議第49号 農用地利用集積計画の決定</p>

	<p>について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の利用集積計画は、利用権設定の新規が 67 件、再設定が 73 件の合計 140 件ございます。議事参与の利用権設定がありますので、そちらから先に審議いたします。</p>
会長	<p>それでは整理番号 2 番から説明をお願いします。議事参与の委員は退室をお願いします。</p> <p>(〇〇、〇〇、退室)</p>
事務局	<p>整理番号 2 番 申請地は、かもしま東町の畑 1 筆 485 m²です。5 年間の賃借権設定です。</p>
会長	<p>それでは説明をお願いします。</p>
大畑美里委員	<p>2 番の大畑です。前回の申請時に申請が漏れていたものをこの度利用権設定するものです。借受人は〇〇で農業をされており、問題はないと思います。</p>
会長	<p>ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それではないようですので先に採決いたします。整理番号 2 番については原案通り許可としてもよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。</p> <p>(〇〇、〇〇、入室)</p>
会長	<p>次に整理番号 12 番を審議いたします。議事参与の委員は退室をお願いします。</p> <p>(〇〇、〇〇、退室)</p>
会長	<p>それでは説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 12 番 申請地は、金山町の田 2 筆 合計 3,257 m²です。5 年間の使用賃借権設定です。</p>

会長	それでは説明をお願いします。
三浦尚人推進 委員	鎌手地区の三浦です。貸付人は高齢のため耕作が出来ないということで、借受人が借り受けて耕作するというので、問題はないと思います。
会長	ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。 それではないようですので先に採決いたします。整理番号 12 番については原案通り許可としてもよろしいでしょうか。 (はい、の声) それでは許可といたします。 (〇〇、〇〇、入室)
会長	次に整理番号 37 番を審議いたします。議事参与の委員は退室をお願いします。 (〇〇、退室)
会長	それでは説明をお願いします。
事務局	整理番号 37 番 申請地は、横田町の田 1 筆 860 m ² です。10 年間の賃借権設定です。
会長	それでは説明をお願いします。
領家耕一推進 委員	豊田地区の領家です。今回借り受ける田んぼは 2 筆で 1 枚となっており、1 筆申請が漏れていたことから、この度利用権設定をするということです。以前から耕作はしており、問題ないと思います。
会長	ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。 それではないようですので先に採決いたします。整理番号 37 番については原案通り許可としてもよろしいでしょうか。 (はい、の声) それでは許可といたします。

<p>会長</p>	<p>(〇〇、入室)</p> <p>次に再設定ではありますが、整理番号 62 番を審議いたします。議事参与の委員は退室をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(〇〇、退室)</p> <p>整理番号 62 番について、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それではないようですので先に採決いたします。整理番号 62 番については原案通り許可としてもよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。</p>
<p>会長</p>	<p>(〇〇、入室)</p> <p>次に整理番号 68 番から 71 番までを審議いたします。議事参与の委員は退室をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(〇〇、退室)</p> <p>それでは説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号 68 番から 71 番につきましては、借り人が同じですので一括します。</p>
<p>事務局</p>	<p>申請地は、黒周町の田 4 筆 合計 6,976 m²です。2 年間の賃借権設定です。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは説明をお願いします。</p>
<p>豊田繁雄推進 委員</p>	<p>二条の豊田です。2 月 20 日に谷本委員と現地確認をしています。貸付人が耕作をしていましたが、高齢で耕作が難しいということで、借受人が借り受けて耕作をするということです。問題はありません。</p>
<p>会長</p>	<p>整理番号 68 番から 71 番について、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それではないようですので先に採決いたします。整理番号 68 番から 71 番については原案通り許可としてもよろしいでしょうか。</p>

	<p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。</p> <p>(〇〇、入室)</p>
会長	<p>次に整理番号 72 番を審議いたします。議事参与の委員は退室をお願いします。</p> <p>(〇〇、退室)</p>
会長	<p>それでは説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 72 番 申請地は、黒周町の田 1 筆 1,500 m²です。5 年間の賃借権設定です。</p>
会長	<p>それでは説明をお願いします。</p>
谷本大輔委員	<p>11 番の谷本です。以前借り受けて耕作されていた方が、高齢により規模縮小されるということで、新たに借受人が耕作されるそうです。借受人は他にも耕作しておられるため問題はないと思います。</p>
会長	<p>整理番号 72 番について、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それではないようですので先に採決いたします。整理番号 72 番については原案通り許可としてもよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。</p> <p>(〇〇、入室)</p>
会長	<p>議事参与の案件につきましては以上となります。それでは初めに戻りまして、1 番から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 1 番 申請地は、昭和町の田 3 筆 合計 3,724 m²です。3 年 9 ヶ月間の賃借権設定です。</p>
会長	<p>それでは地元推進委員より説明をお願いします。</p>

増野六彦推進 委員	この案件ですが、場所は〇〇の裏になります。今まで耕作をされていた方が高齢のため耕作が難しいということで、新たな借受人が農地中間管理事業を活用されます。問題はないと思います。
会長	4番をお願いします。
事務局	整理番号4番 申請地は、高津二丁目の田1筆 1,780㎡です。4年9ヶ月間の使用貸借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
澁谷記幸推進 委員	高津地区の澁谷です。現地確認は3月13日に須藤委員と行いました。場所は〇〇の下の方になります。今まで耕作をされていた方が、耕作をやめて農地を返すということで、新たに農地中間管理事業を活用されます。問題はないと思います。
会長	5番6番をお願いします。
事務局	整理番号5番、6番につきましては、借り人が同じですので一括します。 申請地は、須子町の田4筆 合計8,117㎡です。4年間及び3年間の使用貸借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
澁谷記幸推進 委員	高津地区の澁谷です。現地確認は3月13日に須藤委員と行いました。貸付人は体調が悪くなったということで、借受人が耕作をするということです。問題はないと思います。
会長	7番から9番をお願いします。
事務局	整理番号7番から9番につきましては、借り人が同じですので一括します。 申請地は、飯田町の畑3筆 合計3,979㎡です。5年間の使用貸借権及び5年9ヶ月間の賃借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
澁谷記幸推進 委員	高津地区の澁谷です。現地確認は3月13日に須藤委員と行いました。貸付人は高齢のため、農地中間管理事業を活用されます。問題はないと思います。

会長	10 番をお願いします。
事務局	整理番号 10 番 申請地は、遠田町の田 2 筆 合計 3,826 m ² です。3 年間の賃借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
澤江浩一推進 委員	安田地区の澤江です。今まで相対契約で耕作をされていましたが、更新を機に農地中間管理事業を活用されます。問題はありません。
会長	13 番をお願いします。
事務局	整理番号 13 番 申請地は、大草町の田 1 筆 1,978 m ² です。5 年間の使用賃借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
山根健治推進 委員	北仙道地区の山根です。貸付人は高齢のため耕作をしていませんでしたが、隣で耕作をしている借受人に耕作をお願いするということです。問題はありません。
会長	14 番をお願いします。
事務局	整理番号 14 番 申請地は、久々茂町の田 5 筆 合計 3,204 m ² です。3 年間の賃借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
野村浩三推進 委員	豊川地区の野村です。以前まで相対契約でしたが、契約の更新を機に農地中間管理事業を活用しての契約にするものです。問題はないと思いますのでよろしくお願いします。
会長	18 番から 21 番までをお願いします。
事務局	整理番号 18 番から 21 番につきましては、借り人が同じですので一括します。 申請地は、横田町の田 4 筆 合計 6,568 m ² です。3 年間の賃借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
領家耕一推進	豊田地区の領家です。今まで相対契約でしたが、契約の更新を機に農地中

委員	間管理事業を活用するとのこと。問題はありません。
会長	22 番をお願いします。
事務局	整理番号 22 番 申請地は、横田町の田 1 筆 849 m ² です。10 年間の使用貸借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
領家耕一推進委員	豊田地区の領家です。貸付人は今まで耕作されていましたが、高齢で耕作が出来ないということで、〇〇である借受人に預けるとのことです。問題はありません。
会長	40 番をお願いします。
事務局	整理番号 40 番 申請地は、安富町の田 1 筆 2,442 m ² です。9 年間の使用貸借権設定です。
領家耕一推進委員	豊田地区の領家です。今まで相対契約でしたが、契約の更新を機に農地中間管理事業を活用するとのこと。問題はありません。
会長	48 番をお願いします。
事務局	整理番号 48 番 申請地は、本俣賀町の田 1 筆 626 m ² です。4 年 9 ヶ月間の使用貸借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
和崎恒義推進委員	豊田地区の和崎です。申請地は〇〇と〇〇の間に位置しています。この度、農地中間管理事業を活用するとのこと。よろしくをお願いします。
会長	49 番から 61 番をお願いします。
事務局	整理番号 49 番から 61 番につきましては、借り人が同じですので一括します。 申請地は、向横田町の田 21 筆 合計 32,375 m ² です。9 年間の貸借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。

椋木昭雄推進 委員	高城地区の椋木です。49番の貸付人は〇〇に住んでおり、耕作が出来ないということで農地中間管理事業を活用されます。50番から52番は契約の更新を機に、農地中間管理事業を活用されます。53番と54番は貸付人が高齢で耕作が出来ないということで、農地中間管理事業を活用されます。55番から61番は契約の更新を機に、農地中間管理事業を活用されます。全て問題はないと思いますのでよろしく申し上げます。
会長	73番をお願いします。
事務局	整理番号73番 申請地は、美濃地町の田2筆 合計2,807㎡です。5年9ヶ月間の使用貸借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
中島秀一郎推 進委員	美濃地区の中島です。1筆については今まで相対契約をしており、もう1筆については貸付人が耕作をしていましたが、高齢のため耕作ができないということで、2筆とも農地中間管理事業を活用するという事です。よろしく申し上げます。
会長	74番をお願いします。
事務局	整理番号74番 申請地は、市原町の田2筆 合計818㎡です。3年間の賃借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
椋木孝光推 進委員	中西地区の椋木です。契約の更新を機に、農地中間管理事業を活用するそうです。問題はないと思います。
会長	79番80番をお願いします。
事務局	整理番号番79番、80番につきましては、借り人が同じですので一括します。 申請地は、白上町の田3筆 合計3,034㎡です。5年間の使用貸借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
岡崎定佳推 進委員	中西地区の岡崎です。79番80番ともに農地中間管理事業を活用するそうです。問題はないと思いますのでよろしく申し上げます。

会長	97 番から 105 番までをお願いします。
事務局	<p>整理番号 97 番から 105 番につきましては、借り人が同じですので一括します。</p> <p>申請地は、美都町仙道の田 14 筆 合計 13,476 m²です。10 年 1 ヶ月間の解除条件付き使用貸借権及び解除条件付き賃借権設定です。</p>
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
寺戸豊太郎推進委員	東仙道地区の寺戸です。この案件は契約の更新に伴い、〇〇である借受人が耕作をするというものです。借受人は以前から管理されており、問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。
会長	106 番から 109 番をお願いします。
事務局	<p>整理番号 106 番から 109 番につきましては、借り人が同じですので一括します。</p> <p>申請地は、美都町三谷の田 9 筆 合計 11,629 m²です。10 年間の使用貸借権設定です。</p>
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
寺戸豊太郎推進委員	東仙道地区の寺戸です。今まで相対契約だったものを契約の更新に伴い、農地中間管理事業を活用するものです。問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。
会長	115 番 116 番をお願いします。
事務局	<p>整理番号 115 番、116 番につきましては、借り人が同じですので一括します。</p> <p>申請地は、美都町板井川の畑 4 筆及び田 3 筆 合計 6,095 m²です。6 年間の使用貸借権及び解除条件付き賃借権設定です。</p>
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
河野正憲推進委員	美都地区の河野です。今まで相対契約で耕作をされていましたが、高齢により耕作が出来なくなったということで、周辺を耕作されている借受人が新たに耕作をするということです。問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。
会長	117 番をお願いします。

事務局	<p>整理番号 117 番</p> <p>申請地は、匹見町匹見の田 5 筆 合計 5,599 m²です。7 年間の使用貸借権設定です。</p>
会長	<p>地元推進委員より説明をお願いします。</p>
河野光好推進委員	<p>匹見下地区の河野です。本日は渡邊推進委員が欠席のため代わって説明します。今まで相対契約でしたが、契約の満期に伴い、農地中間管理事業を活用するとのことです。問題はないと思います。</p>
会長	<p>123 番から 126 番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 123 番から 126 番につきましては、借り人が同じですので一括します。</p> <p>申請地は、匹見町紙祖の田 8 筆 合計 8,835 m²です。7 年間及び 4 年 9 ヶ月間の使用貸借権設定です。</p>
会長	<p>地元推進委員より説明をお願いします。</p>
河野光好推進委員	<p>匹見下地区の河野です。123 番 125 番 126 番は今まで相対契約でしたが、契約の満期に伴い、農地中間管理事業を活用するとのことです。124 番は貸付人が耕作されていましたが、体調が悪くなったということで農地中間管理事業を活用するとのことです。問題はないと思います。</p>
会長	<p>131 番 132 番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 131 番、132 番につきましては、借り人が同じですので一括します。</p> <p>申請地は、匹見町広瀬の田 3 筆 合計 2,022 m²です。3 年 7 ヶ月間の使用貸借権設定です。</p>
会長	<p>地元推進委員より説明をお願いします。</p>
河野光好推進委員	<p>匹見下地区の河野です。今まで耕作をされていた方が、耕作が難しくなったということで、新しい借受人が耕作するということです。問題はないと思います。</p>
会長	<p>136 番から 138 番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 136 番から 138 番につきましては、借り人が同じですので一括します。</p> <p>申請地は、匹見町澄川の田 4 筆 合計 4,043 m²です。3 年間の使用貸借権設</p>

	定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
河野光好推進委員	匹見下地区の河野です。136番は貸付人の〇〇が耕作していましたが、〇〇ということで、今年から借受人にお願いするそうです。137番18番は今まで耕作されていた方が、高齢のため耕作が難しくなったということで、借受人が耕作するとのことでした。問題はないと思います。
会長	本日は再設定を含め140件です。ただいま説明がありましたが、先に採決をしたもの以外について何かご意見、ご質問などございませんか。
吉村太委員	4番の吉村です。82番ですが貸付人が〇〇になっていますが、これは〇〇ですか。
事務局	82番について、〇〇が保有している農地を借受人に貸し出しているといった契約となっています。
吉村太委員	分かりました。
会長	他にありませんか。
谷本大輔委員	7番や8番で飯田町のハウスが使用貸借になっていますが、飯田のハウスを使用貸借するのは何か理由があるのでしょうか。
澁谷記幸推進委員	この件は〇〇をされる貸付人の〇〇が、農地中間管理事業を活用し、借り受けるものであるため、使用貸借となっています。
谷本大輔委員	分かりました。
会長	他にありませんか。
椋木孝光推進委員	131番132番の借受人について、経営面積が〇〇となっていますが、機械等の保有はあるのでしょうか。また農業など全くしたことのない方なのでしょうか。
河野光好推進委員	借受人に〇〇がおられまして、土地の名義などは〇〇名義となっているため経営面積が〇〇となっています。
椋木孝光推進委員	分かりました。

<p>会長</p>	<p>他にありませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 49 号 農用地利用集積計画の決定について」は原案通り許可としてもよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第 50 号 農地法第 3 条に規定する下限面積の設定について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>お配りしてあるお手元の資料をご覧ください。毎年下限面積の設定についてはご検討いただいておりますが、前年度と同様で変更はありません。設定理由の一つに、農林業センサスの結果を基に検討するとなっております。現在農林業センサスの速報として、市町村別の数値は出ていますが、この数値を益田市の各地区に当てはめた数値が出てからでなければ見直しということが出来ませんので、来年度も変更のないまま設定いただけたらと思います。よろしくをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま事務局の方から説明がありましたが何かご意見、ご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 50 号 農地法第 3 条に規定する下限面積の設定について」は原案通り承認としてもよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは承認といたします。次に報告事項に移ります。報告の方をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第 45 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について 届出件数は、6 件です。5 件は相続者が管理され、1 件あっせんの希望があります。</p> <p>報告第 46 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認について 届出件数は、1 件です。解約理由は借受人の規模縮小のためです。</p> <p>報告第 47 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について 届出件数は、3 件です。 解約理由は、整理番号 1 番は、借受人の死亡のため、整理番号 2 番 3 番は、</p>

借受人の変更のためです。

報告第 48 号 農地の埋立届出について

届出件数は、2 件です。

整理番号 1 番 土地の所在は、久城町の 1 筆 390 m²です。埋立後は畑として利用されます。

整理番号 2 番 土地の所在は、柏原町の 2 筆 合計 1,652 m²です。埋立後は畑として利用されます。

報告第 49 号 認定電気通信事業者の行う中継施設の設置に伴う農地転用について

届出件数は、2 件です。

整理番号 1 番 土地の所在は、美都町宇津川の 1 筆 93 m²のうち 15 m²です。

整理番号 2 番 土地の所在は、高津四丁目の 1 筆 346 m²のうち 15 m²です。設置のため、99.45 m²の一時転用を伴います。

報告第 50 号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断について

所在地は、向横田町の 5 筆 487 m²、神田町の 3 筆 472.62 m²、美都町都茂の 15 筆 10,686 m² 合計 11,645.62 m²でございます。

今回の非農地判断を行った農地は、農地法第 3 条の許可申請時に非耕作地であったもの及び所有者より申し出があったものです。令和 2 年度の農地パトロール及び航空写真、公図等を確認した結果 B 分類として確認したものです。

対象地につきましては、農地台帳からの削除を行い、非農地判断を行った農地として、市役所税務課及び法務局へ一覧を提出いたします。

報告は以上でございます。

会長

ただいま事務局の方から報告がありましたが何かご意見、ご質問などございませんか。

それでは無いようですので第 9 回総会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。